

少第94号
刑総第188号
平成26年3月12日

各所属長 殿

生活安全部長
刑事部長

少年被疑者及び人定が明らかでなく少年の可能性が認められる被疑者の公開捜査にかかる慎重な対応について

少年被疑者及び人定が明らかでなく少年の可能性が認められる被疑者の公開捜査については、「少年被疑者及び人定が明らかでなく少年の可能性が認められる被疑者の公開捜査について」（平成15年12月25日付け少第816号ほか。以下「旧通達」という。）により、慎重な運用を指示しているところであるが、昨今のインターネットの普及に伴い、より慎重な運用を図る必要があり、次のとおり基本的な考え方を示すので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 公開捜査の意義

「公開捜査」とは、捜査資料の一部を不特定多数の者に公表し、積極的に国民の協力を求める捜査方法のことであるが、被疑者に関しては、

- ① 既に特定された被疑者の発見、検挙及び犯罪の再発防止を目的とするもの
- ② 未だ人定が特定されていない被疑者の氏名等を特定することを目的とするものの態様がある。

①に係る公開捜査については、次の要件を満たした被疑者について、個々の具体的事案に応じて行うことができるとされている。

(1) 次のいずれかの犯罪の被疑者であること。

ア 凶悪犯罪

イ 社会的危険性又は社会的反響の大きい重要な犯罪

ウ 財産犯のうち、悪質重要な犯罪

エ 極左暴力集団等反社会性の強い集団による犯罪で早期に検挙する必要のあるもの

(2) 指名手配被疑者であること。

(3) 原則として成人の被疑者であること。

②に係る公開捜査については、未だ被疑者の人定が特定されていないことから後に人定が明らかになった場合の被疑者の名誉、信用又はプライバシー（以下「名誉等」という。）への影響、捜査上の支障等を考慮すれば、被疑者の公開捜査の要件のうち、前記(2)を除く要件を満たし、かつ、公開する人物が被疑者と認められる根拠が十分であることが必要である。

2 少年被疑者の公開捜査

(1) 考え方

少年被疑者の公開捜査に当たっては、捜査段階において少年の氏名等が周知されることになることから、少年法第22条第2項（少年審判の非公開）及び第61条（記事等の掲載の禁止）、犯罪捜査規範第209条（報道上の注意）等の規定に照らし、慎重な配慮がなされなければならない。公開捜査は、これらの規定の趣旨にかんがみ、「原則として成人の被疑者であること」を要件としているが、一切の例外が認められないというものではない。すなわち、被疑者が少年である場合の公開捜査は、少年自身の保護と社会的利益との均衡、捜査の必要性等の諸要素を総合的に勘案してその要否を判断し、必要かつ適切と認められる場合には、例外的にこれを行うことが許される。

例えば、少年であっても犯した罪が凶悪であって、その手段、方法が特に悪質で再び凶悪な犯罪を行うおそれが高く、社会的にも大きな不安を与えており、捜査上他にとるべき方法がない場合等前記規定の趣旨を考慮しても社会的利益が強く求められる場合は公開することが例外的に許される。

(2) 事前協議

少年被疑者の公開捜査に当たっては、事前に警察庁（少年課及び刑事企画課）及び管区警察局と事前協議を行う。

3 人定が明らかでなく少年の可能性が認められる被疑者の公開捜査

(1) 考え方

被疑者の人定が特定されていない場合であって、被疑者が少年である可能性があるときの公開捜査については、未だ被疑者が特定されていない以上、捜査機関としては、被疑者を特定すべく可能な限り捜査を尽くすことが重要であり、前記2の少年被疑者である場合のように、極めて例外的な場合にしか公開捜査が認められないものではない。

しかしながら、被疑者が少年である可能性にも十分な配慮が必要であり、個別具体的な事件において、公開する人物が被疑者と認められる根拠が十分であることを前提として、以下の諸要素を総合的に勘案し、写真、似顔絵、身体的特徴、音声記録等の捜査資料を公開することができる。

ア 事件の内容

- 生命、身体への危険を及ぼすおそれのある凶悪重要な犯罪か否か。
- 社会的に反響の大きい犯罪か否か。
- 類似事件が連続的に発生しているか。

イ 公開捜査の代替性

被疑者を特定するにあたり、公開捜査以外に採りうる効果的な捜査手段があるか否か。

ウ 被疑者の推定年齢

- 20歳前後と推定され、少年とも成人とも判断できない場合
 - 少年であることがほぼ確実と思われる場合
- のいずれの場合に当たるのか。（少年である可能性の高さに応じて、判断に差異が生じる。）

エ 公開捜査の手法

- どのような資料（写真、似顔絵、身体的特徴、音声録音等）を公開するのか。
- どのような広報媒体を活用するのか。

(2) 捜査資料の公開に当たっての留意事項

写真の公開については、その写真の鮮明度、顔の露出度等が高ければ、被疑者を特定できる有効性も高まる反面、その被疑者の名誉等を侵害する程度も高まることに配慮する必要がある。写真を公開する場合は、その有効性及び(1)記載の要素と名誉等の侵害の程度を比較衡量して、慎重に検討して行うこと。例えば似顔絵を公開するなど被疑者の名誉等の侵害の程度が低い資料の公開を先行させた後、なお効果が得られない場合に写真を公開することも検討すること。

(3) 事前協議

少年被疑者の場合と異なり、すべて警察庁及び管区警察局との協議は要しないが、明らかに少年と認められる場合等疑義があるときには事前協議を行う。

4 被疑者検挙後における留意事項

公開捜査に係る少年被疑者を検挙した場合及び人定が明らかでなく少年の可能性が認められる被疑者の写真や似顔絵を公表し、検挙した被疑者が少年であることが判明した場合の報道発表については、少年法第61条及び犯罪捜査規範第209条等の趣旨を踏まえて行うこと。

また、検挙後は、被疑者が成人、少年にかかわらず、速やかに被疑者に係るポスター等を撤去するなどの解除措置を徹底すること。

特にインターネットの普及に伴って、被疑者の公開捜査に際して、警察本部及び警察署のホームページを利用することがあるほか、報道機関等に提供した公開資料がインターネット上に掲載されることもあるが、こうしたインターネット上の被疑者の写真等を第三者が複製し、被疑者検挙後もインターネット上で流出するおそれがあることに配慮し、被疑者検挙後は、ホームページ上の手配写真等の削除や報道機関に対する告知等、より速やかな解除措置を徹底すること。

本件照会先

生活安全部少年課事件指導係

()

刑事部刑事総務課手配共助係

()